

## 介護保険施設等連携往診加算に関する掲示

当院では、『介護保険施設等連携往診加算』の届出を行っています。

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること 及び 協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。

### 【対象施設】

住居型有料老人ホーム「千葉おおたかの杜」

介護付有料老人ホーム「木下の介護応援家族あすみが丘」

救護施設「松風園」

下総精神医療センター 院長